

葛飾区就職氷河期世代安定 雇用実現コース奨励金のご案内

就職氷河期世代
35~55歳



葛飾区では、国が実施する「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」(※)の支給決定を受けた区内事業主に奨励金を支給しています。

(※)特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)とは、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象労働者(雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方)を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。

奨励金の交付額

対象労働者1人につき、以下の金額を支給対象期(6か月)ごとに事業主に支給します。

国の助成額[A]	区の支給額[B]	合計額 [A+B]
30万円/期	15万円/期	45万円/期

※特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の額に奨励金の額を加えた額が、対象事業者雇用期間に対象就労者に対して支払う賃金の総額を超えるときは、当該賃金の総額から特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の額を差し引いた額を交付します。

※国の助成金は、6か月間で1期間とする支給対象期ごとに、2回に分けて支給されます。

(※)国の助成金の詳細は、厚生労働省のホームページで確認してください。

▷厚生労働省ホームページ「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169_00001.html

交付対象の要件

次の要件をすべて満たすこと

- | | |
|-----|--|
| 事業主 | <ul style="list-style-type: none">■ 区内に事業所があり、国の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の支給決定を受けていること■ 法人住民税(個人の場合は特別区民税・都民税)を滞納していないこと■ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること |
| 労働者 | <ul style="list-style-type: none">■ 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給決定を受けた日において、<u>対象事業主の事業所(区内)に勤務する者であって、かつ、<u>今後も継続して対象事業主の事業所に勤務する予定の者であること</u></u>(後日、雇用状況を確認させていただくことがあります)■ 区への申請日から起算して過去1か月間以上継続して区内に住所を有する者であること |

交付申請方法

国の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の支給決定を受けてから**3か月以内(厳守)**に区へ必着で、以下の必要書類を下記申請先まで**郵送**にて提出してください。

- ① 葛飾区就職氷河期世代安定雇用実現コース奨励金交付申請書(第1号様式)(※1)
- ② 国の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の支給申請書の写し
- ③ 国の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の勤務実態等申立書の写し
- ④ 国の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の支給決定通知書の写し
- ⑤ 国の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」申請時に提出した賃金台帳の写し
- ⑥ 対象事業主の法人住民税(個人の場合は特別区民税・都民税)の納税証明書
- ⑦ 対象労働者の住所が確認できるもの(住民票、運転免許証の写し等)(※2)
- ⑧ **返信用封筒(切手が貼られたもの)**

(※1)申請書は区ホームページからダウンロードできます。

(※2)運転免許証の写しを提出される場合は、裏面の写しも添付してください。

申請受付・問合せ先

産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7丁目2番1号

テクノプラザかつしか1階

☎03-3838-5556

(平日午前8時半から午後5時まで)

社会保険労務士による**無料の労務相談**も承ります。まずはご相談ください。



葛飾区 就職氷河期世代 奨励金

検索